

様式 2

生産行程管理業務規程

作成日：平成28年 1 月 5 日

更新日：令和 7 年 3 月25日

1 作成者

住所（フリガナ）：（〒089-1198）北海道帯広市川西町西 2 線61番地
（ホッカイドウオビヒロシカワニシチョウニシ 2 セン61バン
チ）

名称（フリガナ）：十勝川西長いも運営協議会
（トカチカワニシナガイモウンエイキョウギカイ）

代表者（管理人）の氏名： 会長 有塚 利宣

ウェブサイトのアドレス：

2 農林水産物等の区分

区分名：第 1 類農産物類

区分に属する農林水産物等：野菜類（やまのいも）

3 農林水産物等の名称

名称（フリガナ）： 十勝川西長いも（トカチカワニシナガイモ）、
TOKACHI KAWANISHI NAGAIMO

4 明細書の変更

十勝川西長いも運営協議会（以下「協議会」という。）は、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律第16条第 1 項の変更の登録を受けたときは、当該変更の登録に係る明細書の変更を行うものとする。

5 明細書適合性の確保のために必要な措置

（1）構成員への周知・指導等

協議会は、協議会会員（各管轄 J A）及び生産業者に対し、「十勝川西長いも」の明細書に記載された生産地及び生産の方法の遵守のために必要な以下の手順について周知し、必要に応じて指導する。

ア 生産業者の手順

生産業者は、種子の使用、栽培状況、圃場の場所及び生産資材の使用履歴等を記録簿に記載し、出荷時に所属する協議会会員に提出する。

イ 協議会会員の手順

協議会会員は、協議会から配布された独自育成品種の下々種から原種・種子の栽培を行い、採種した種子を所属する生産業者に配布するとともに、配布の状況を記録簿に記載、保存し、上記アで報告された内容の確認と併せて協議会に報告する。

また、協議会会員は、高品位種子の使用を確認するため共同抜取検査を年2回実施するとともに、検査結果を保存する。

ウ 協議会の手順

協議会は、「十勝川西長いも」の種子（種いも）を一元的に管理し、協議会会員からの長期栽培計画を受けて下々種を配布する。

「十勝川西長いも」の選果は、協議会会員である帯広市川西農業協同組合の洗浄選別施設において行う。この際、協議会は、上記ア及びイの記録を確認するとともに、協議会会員が選果状況を確認することで、出荷規格、最終製品としての形態の確認結果を記録簿に記載し、保存する。

エ 明細書に記載の生産地及び生産の方法が遵守されていないことが疑われる場合、協議会は、臨時に現地調査を実施し事実確認を行う。

(2) 手順の妥当性を見直す機会

協議会は、年に1回以上、上記(1)のア、イ及びウの手順について、現地確認及び協議会の委員会において、その妥当性を検証する。

6 明細書適合性の指導

協議会は、明細書に記載された生産地及び生産の方法を遵守していないことが確認された場合には、当該協議会会員及び生産業者に対して警告を発し是正を求める。

なお、協議会会員に所属する当該生産業者が協議会の警告に従わない場合は、協議会会員に所属する生産業者の生産した長いもの出荷を停止するとともに、当該協議会会員への種子の配布を一定期間、禁止することもできるものとする。

7 地理的表示等の適切な使用の確保のために必要な措置

協議会は、上記5(1)の周知の際に、地理的表示である「十勝川西長いも」及びGIマーク（以下「地理的表示等」という。）の使用に係る以下の内容についても周知する。

- (1) 明細書の生産地及び生産の方法に基づいて生産された「長いも」にのみ、地理的表示等の使用が可能であること。
- (2) GIマークを使用する場合は、地理的表示である「十勝川西長いも」と併せて使用すること。
- (3) GIマークは、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律施行規則で定められた規定に基づいたデザインとすること。

8 地理的表示等の違反使用が判明したときの指導

協議会は、生産業者による地理的表示等の違反使用を確認した場合は、当該生産業者に対して警告を発し是正を求める。

なお、当該生産業者が協議会の警告に従わない場合は、当該生産業者の生産した「長いも」の出荷を停止するとともに、当該生産業者が所属する協議会会員への種子の配布を一定期間、禁止することもできるものとする。

9 重大な違反使用が判明した時の指導

協議会は、上記6及び8に関して、「十勝川西長いも」に係る需要者の信頼を著しく損なう又はそのおそれがある重大な違反が判明した場合は、特定農林水産物等審査要領の別紙報告書により速やかに農林水産大臣に報告する。

10 資料の保存

協議会及び協議会会員は、以下の資料を作成日又は取得日から5年間、保存するものとする。

- (1) 上記5における「十勝川西長いも」に係る生産地及び生産の方法の遵守に必要な手順の実施結果が確認できる資料
- (2) 明細書に適合した生産が行われていないこと又は地理的表示等が適切に使用されていないことが判明した場合
 - ア その事実を裏付ける資料
 - イ その事実が判明するに至った経緯及び協議会が行った指導等に係る資料

11 連絡先

